





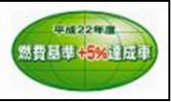


令和2年度 室蘭市役所エコオフィスプラン 重点調達品目

品目		基準 1	基準 2
紙類	コピー用紙	総合評価値が 80 以上	<p>エコマーク</p>  <p>「グリーンマーク」</p>  <p>グリーンマーク</p> <p>「国際エネルギースターロゴ」</p>  <p>ENERGY STAR</p> <p>のいずれかの認定製品</p>
	印刷用紙(カラー用紙)	総合評価値が 80 以上	
	トイレットペーパー	古紙パルプ配合率 100%	
文房具	フラットファイル	表紙が古紙パルプ配合率 70%以上	
	パイプ式ファイル	主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率 70%以上	
	鉛筆	間伐材等の木材が使用されていること。	
	シャープペンシル	主要材料が再生プラスチックの場合、プラスチック重量の 40%以上 ※ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
	シャープペンシル替芯	容器の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上 ※ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
	ボールペン	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上 ※ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
	マーキングペン	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上 ※ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
	スタンプ台	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 70%以上 ※ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 35%以上	
	朱肉	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 70%以上 ※ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 35%以上	
	消しゴム	巻紙の古紙パルプ配合率が 50%以上	
	のり(液状・澱粉・固形・テープ)	容器又はケースの再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上 ※ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
	付箋紙	古紙パルプ配合率が 70%以上	
	インデックス	古紙パルプ配合率が 70%以上	
	タックラベル	古紙パルプ配合率が 70%以上	
	OA 機器	コピー機(複合機等)	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める特定調達品目等の判断基準に準じる
コンピューター			
プリンター			
ファクシミリ			
その他	作業服	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める特定調達品目等の判断基準に準じる	
	消火器	消火薬剤の再生材料が重量比で 40%以上	
	蛍光管 (直管形 40 型蛍光ランプ)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形(Hf)であること。 ②レッドスタート形又はスター形である場合は、以下基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率が 85lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。	該当環境ラベル無し
自動車 (特殊用途車除く)	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第 2 項第 2 号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる	  <p>かつ</p>  	

- ※ 上記品目を購入する際は可能な限り、基準 1 又は基準 2 に適合する製品等を選択して調達すること。
- ※ 調達目標は 100%とする。
- ※ 紙類については塗工されていないものが対象
- ※ パイプ式ファイルの商品名(例) ドッチファイル、チューブファイル等
- ※ 自動車やコピー機等 OA 機器については購入のみではなく、新規リースも対象